

付テ、

カ、ル時サコソ命ノ惜カラメカ子テ無身ト思ヒシラズバ、唯忠ノミ有、答ナカリツル道灌、一朝ニ讒言セラレテ、百年ノ命ヲ失フ、

〔太閤記〕秀吉を讒しけるを信長公用る不給事

翌日はや義昭公の御館へ參^略○中 御目見致されけり、御懇の御意なれば、秀吉忝被存、向後御用の義御座候にをひては、被召寄被仰付候やうにと、御氣色を伺ひ奉り、何事も無滯事裁判有しかば、其威勢彌増、其聞え夥く、古より無賢不肖、入朝見嫉と云傳るごとく、舊臣多く忌嫉て、譖愬にさへしか共、信長公明君なれば、少しも聞入給ず、さし出とは、かの行事、並威を振事とは、兼て思ひまうけ殘し置し事なれば、今更可改之に非ず、運計策勵武勇、欲平治國家、則朝暮無閑暇事、汝は不知之乎と白眼給へば、讒者及赤面退出せしより後は、飛馬の前に塵を除とぞ見えし、

〔清正朝鮮記〕石田治部少輔、加藤主計頭、清正を讒言仕に付て、太閤御腹立にて、主計頭に切腹可被仰付との儀にて、日本へ被召寄候事、付二の傳奏、日本來朝の事、

石田治部少輔、大谷刑部少輔、増田右衛門尉をさきとして、奉行衆の分は太閤よりめし候て、歸朝つかまつられ、大坂に被居候治部少輔と、清正中あしく御座候へば、いろく讒言被仕候と聞え申候、其个條は、清正今度高麗にて、手柄も仕候へども、太閤様より今度高麗一方の御先手被仰付候、小西攝津守行長を、日本さかひの浦の商人にて、御座候など、申候、我身は無御免に、豊臣の朝臣など、北京大王への勅答につかまつり、あまつさへ、今度異國本朝の御和睦の儀を、小西攝津守才覺をもつて、相調、唐よりも日本へ御貢をおさめ候はんと、の儀にて、異國本朝和平の勅使まいる候、其一の傳奏を、主計頭内の三宅角左衛門と申もの、おいはぎを以、狼籍之段、前代未聞、不謂儀どもに候通、折々太閤へ被申成候て、北京大王への勅答の返書を持參被仕、太閤被懸御目候、そ